意見書第1号

シルバー人材センターの安定的な事業運営のために適格請求書等保存方式 (インボイス制度) 導入にかかる適切な措置を求める意見書

シルバー人材センター(以下、「センター」という。)は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された、営利を目的としない公益性、公共性の高い公益法人であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しております。

令和5年10月に、消費税において適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されることになり、同制度が導入されると免税事業者として就業を行うセンターの会員は、インボイスを発行することができないことから、センターは従来あった仕入税額控除ができなくなり、消費税の負担額が新たに増加することになります。しかし、公益事業を行うセンターの運営は収支相償が原則であり、新たに増える消費税を負担する財源はありません。

人生 100 年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康保持に重きを置いた「生きがい就労」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようとしている高齢者のやる気、生きがいをそぎ、地域社会の活力低下をもたらすばかりではなく、センターにとってはまさに事業運営上の死活問題となります。

よって、朝来市議会は政府に対し、シルバー人材センターの会員への配分金等についてインボイス制度の適切な措置を講ずるよう、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月29日

兵庫県朝来市議会議長 西本英輔